

賛助会員規約

特定非営利活動法人日中映画祭実行委員会（以下、本法人とする。）は、本法人の賛助会員規約を以下のとおり定め、賛助会員は本規約を承諾したものとする。

（目的）

第1条 本法人は、映画上映を通じて日中両国のお互いの文化や習慣、心情などを深く理解することにより、両国の相互理解と信頼を促進する事を目的とし、賛助会員はこの趣旨を達成するために賛助活動を行うことを目的とする。

（活動内容）

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- （1）日本および中国並びに東アジアでの映画祭の開催。
- （2）日本および中国並びに東アジアでの文化情報発信に関わる事業。
- （3）その他 目的達成に必要とされる活動。

（会員の活動範囲）

第3条 賛助会員は、本法人の特定非営利活動に係る事業の目的及び事業内容をよく認識し、以下に掲げる役割を果たすものとする。

- （1）賛助会員は、入会金、年会費の負担をする。
- （2）日中映画祭のイベントに可能な範囲で随時参加する。
- （3）メールマガジンに情報の提供を可能な範囲で行う。

（会員の入会及び承認）

第4条 賛助会員として入会に当たっては、本規約を承認のうえ、本法人が別に定める入会申込書により本法人に申し込むものとする。

2 本法人が、前項に従って登録申請を承諾した場合、当該登録申請者に対し、電子メール又は書面によって入会承認を通知し、所定の入会金及び年会費の入金確認後、会員名簿に登録し、委員会の認定書類発行をもって本法人の賛助会員となるものとする。なお、年会員資格（1年）の有効期限は10月1日から翌年9月30日までとする。

3 賛助会員は、住所その他本法人への届出内容に変更があった場合には、速やかに所定の変更届を本法人に提出するものとする。

4 本法人は、当該登録申請者が以下の項目に該当する場合、申請者の弁明の機会を与えたうえ、入会の承認をしない場合がある。

- （1）過去に会員規約違反などにより、本法人の会員資格の取消が行われていることが判明した場合。
- （2）入会申込書内容に、虚偽の申請をした場合
- （3）その他、本法人が会員とすることを不適切と判断した場合

5 本法人は、申請者の許可を得ずに個人情報を使用することは一切しない。

(入会金及び会費)

第5条 賛助会員の入会金及び年会費は次のとおりとする。

個人賛助会員 入会金 5,000 円 年会費 1口 10,000 円

法人賛助会員 年会費 1口 100,000 円

(会費納入)

第6条 賛助会員は、入会時に入会金、年会費については入会時、以降は年度当初に納入するものとする。

(会員特典)

第7条 賛助会員は、以下に掲げる特典を受けることができる。

- (1) 日中映画祭のイベントにご招待（映画鑑賞券などを含む関連イベントのチケット1枚贈呈）
- (2) 映画祭の公式パンフレット贈呈
- (3) イベント時メディア向け配信のリリースをいち早くお届け

(会員資格の取消)

第8条 本法人は、賛助会員が以下の各条項の一に該当したとき、会員への事前通知並びに弁明の機会を与えたうえ、賛助会員資格を取り消すことができる。資格を取り消された場合、既に納入された会費の払い戻しは行わない。

- (1) 入会時に虚偽の申請を行った場合
- (2) 本法人の運営を妨害した場合
- (3) 正当な理由無く、2年以上会費を滞納し催告後も応じず納入しない場合
- (4) 本規約のいずれかに違反した場合
- (5) 本人が死亡した場合
- (6) 別に定める禁止事項違反により除名された場合
- (7) その他、本法人が会員として不相当と判断した場合

(退会)

第9条 賛助会員は、いつでも本法人が別に定める退会届を本法人に提出して退会することができる。退会する場合、既に納入された会費の払い戻しは行わない。

(禁止事項)

第10条 賛助会員は、本法人による活動に当たり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1) 他の会員、第三者もしくは本法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (2) 他の会員、第三者もしくは本法人に不利益や損害を与える行為、またはそれらの恐れのある行為

- (3) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為
- (4) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為またはその恐れのある行為
- (5) 本法人の運営を妨げる行為及び信用を毀損する行為
- (6) 営業活動や営利目的、またその準備を目的とした行為（本法人が承認した場合を除く）
- (7) その他、不適切と判断される行為

（免責事項）

第 11 条 本法人は、本法人が起因する以外、賛助会員が被ったいかなる損害についても損害を賠償する責を一切負わない。

2 賛助会員が他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、本法人に損害を及ぼさないものとする。

3 賛助会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本法人に損害を与えた場合、本法人は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができる。

（規約変更）

第 12 条 本規約の変更は、賛助会員の了承を得ることなくこの規約を変更することがあり、賛助会員はこれを承諾するものとする。変更があった場合には、本法人は、随時会員に対して発表する。

（附則） 1 本規定は、2018 年 4 月 1 日から施行するものとする。

2018 年 3 月 作成

2023 年 9 月 修正